

- 入院医療提供体制への高い負荷が継続
- 一方、外来医療提供体制については、一部の医療機関でひっ迫が進みつつあることから、今後の状況等を注視する必要
- コロナ新規感染者数は高いレベルが継続するも、直近では減少傾向も見られている

警戒度レベル2は
維持

1

- ✓ 病床使用率は、依然として第7波の最高値(64.1%)を超えて推移し、50%を超える期間は第7波(30日)を大きく超え50日となり、今後も高止まりの見込み
- ✓ 勤務できない医療従事者数は、第7波の最高値程度の300人超が1ヶ月以上継続し、現在も高いレベル
- ✓ 救急搬送困難事案も、第7波の最高値(179件)を超える状態が1ヶ月以上継続

▶ 入院医療提供体制への負荷が高い状態が長期間持続している

- ✓ 第8波では感染者数に占める高齢者割合が増加し、高齢者施設でのクラスターも多発した結果、入院患者に占める高齢者の割合は8割を超え、医学的管理の困難さや看護・介護の負担が増加

▶ 病床使用率で示される以上に、入院受入医療機関にかかる負担は大きい

既に定期手術や予定入院の延期等を行っている医療機関もあり、通常医療に大幅な制限が生じている中、冬季における救急医療の需要増と相俟って、医療の危機的状況が継続している

「医療危機警報」を発出

- 医療提供体制の機能維持を図るため、県民・事業者に対して、基本的感染対策の徹底や救急外来・救急車の適正利用等の呼びかけを行う
- 全ての入院医療機関に対してコロナ患者の受入（入院・救急外来等）への協力を要請する

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

医療体制の機能維持

- 65歳未満で軽症の重症化リスクが低いと考えられる方は、発熱外来の受診に代え、「検査キット配布センター」の活用も検討する。
 - 65歳未満の自己検査等による陽性者で重症化リスクが低く、軽症又は無症状の方は、「とちぎ健康フォローアップセンター」での陽性登録も検討する。
 - 救急外来・救急車の利用は、真に必要な場合に限る。迷う場合、電話相談窓口等を利用する。
 - ✓ 発熱等の症状が出た場合⇒「受診・ワクチン相談センター」☎0570-052-092 (24時間対応)
 - ✓ 体調変化時など迷った場合 ◎**ためらわずに相談**
 - 子ども <概ね15歳未満>** 👤
⇒「とちぎ子ども救急電話相談」 #8000 又は ☎028-600-0099
(月～土 18時～翌朝8時/日・祝 24時間(8時～翌朝8時))
※対応時間帯以外は、かかりつけ医や受診ワクチン相談センターにご相談ください。
 - 大人 <概ね15歳以上>** 👤
⇒「とちぎ救急医療電話相談」 #7111 又は ☎028-623-3344
(月～金 18時～22時/土・日・祝 16時～22時)
- その他「救急車利用マニュアル」、「こどもの救急」等のWeb サイトも活用

県民に対する協力要請（特措法第24条第9項等） 続き

感染拡大防止

- ワクチン接種者含め、**基本的な感染対策を徹底**する。

基本的な感染対策：「適時適切なマスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動については慎重に判断**する。
特に、**高齢者や基礎疾患を有する方、そのような方と日常的に接する方については、感染リスクの高い行動を控える。**
- **速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種**を受ける。
- **感染に不安のある場合には、無料検査を活用**する。

事業者に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
 - ▶ 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - ▶ 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - ▶ 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **人が集まる場所での感染対策の徹底**
 - ▶ 従業員への検査の勧奨・適切な換気・手指消毒設備の設置・入場者の整理、誘導・発熱者等の入場禁止・入場者のマスク着用等の周知
- **医療機関、高齢者施設、学校、保育所等における感染対策の徹底**
- **高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進**
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- **飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等**
- **重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮**
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画(BCP)の点検・見直し及び策定**

全ての入院医療機関に対する協力要請（特措法第24条第9項等）

➤ 新規受入

自院にかかりつけの、又は、自院で診療した新型コロナに感染した患者が入院を要する場合に、新型コロナによる症状が大きく悪化しない限り、最大限自院に入院させ、治療を行ってください。

➤ 転院受入

他院で新型コロナの入院治療を受け、新型コロナの症状が落ち着いた療養解除前の患者の転院を受け入れてください。

➤ 救急受入

救急告示医療機関においては、原則として病床の空きの有無に関わらず、コロナ患者（疑い患者も含む）の救急搬送を受け入れ、初療を行ってください。

⇒1月19日付け栃木県知事名で協力要請通知を発出